

令和7年4月1日

山口県漁業協同組合
一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を作成する。

1. 計画期間 3年4月1日～8年3月31日までの5年間

2. 内容

〔 目 標 1 〕

8年3月末までに、当組合の「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」など育児休業、産前産後の時期に関連する規定及び諸制度（社会保険及び雇用保険の社会保険料免除や育児休業給付制度など）を職員に周知させる。

〔 対 策 〕

3年4月～ 「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」の閲覧を呼び掛ける。

4年4月～ 「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」の認知度を測定する。

5年4月～ 「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」の閲覧を再度徹底する。また、育児休業や産前産後休暇等の時期に関連する諸制度（社会保険及び雇用保険などの社会保険料免除や育児休業給付制度など）の行政パンフレット等を各本・支店に配布し、周知を促す。

〔 目 標 2 〕

計画期間内に年次有給休暇の積極的取得をさらに推進し、消化率を向上させる。

〔 対 策 〕

3年4月～ 職員の職業生活と家庭生活の両立、子供の学校行事への積極的参加他、年次有給休暇の取得を各本・支店の職員に推奨する。

〔 目 標 3 〕

将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を 50%以上

女性職員・・・取得率を 80%以上

〔 対 策 〕

6年7月～ 男性職員も育児休業が取得できることを、積極的に周知する

6年7月～ 職員本人又は配偶者の出産時期が近づいた場合に、育児支援措置についての相談を受けることができる窓口の積極的な利用を勧奨する

〔 目 標 4 〕

1ヶ月間の法定時間外労働・法定休日労働の合計時間を一人当たり平均40時間以内に抑えることを目指す。

〔 対 策 〕

7年7月～ 現状把握と課題分析

- ・ 全社員の時間外・休日労働の実績を過去6か月分集計
- ・ 部署ごとの時間外労働の傾向や業務量の偏りを分析
- ・ 管理職ヒアリングを実施し、業務実態と課題を整理

7年9月～ 方針共有と目標設定

- ・ 数値目標および行動計画を社内全体に周知
- ・ 部署別の削減目標を設定

7年10月～ 改善施策の導入

- ・ 業務プロセスの見直し（定型業務の洗い出しと標準化）
- ・ 部署間での業務分担見直しと一時的な応援体制の構築
- ・ 業務の優先順位付け・退社目標時刻の設定を周知徹底

7年12月～ 研修と啓発

- ・ 管理職向け労務管理・労働時間マネジメント研修を実施
- ・ 成果や課題の中間レビューを実施し、改善点を明確化

8年1月～ フォローアップと定着支援

- ・ 部署別の進捗管理とフィードバック
- ・ 労働時間が改善されない部署への個別支援や人員調整提案